

大規模風水害時における業務継続体制の確保について

1. 趣旨・背景

水防法改正

全国各地で激甚化・頻発化する風水害を踏まえ、平成27年に水防法が改正され、「想定し得る最大規模」の洪水・内水氾濫・高潮への対応の必要性が明確化

本市のこれまでの取組

- 想定し得る最大規模の風水害に対応した新たなハザードマップの作成・公表

令和6年3月

➢ 新たな被害想定算出

明らかとなった主な様相

- ・大規模かつ広域的な浸水による逃げ遅れの発生
- ・防災拠点やライフライン等の機能停止による応急対策等への支障
- ・甚大な浸水被害に伴う避難生活の長期化

➢ 風水害リスクシナリオの作成

大規模風水害発生時に想定される被害など、市民を取り巻く状況等を時系列で見える化

➢ 対応方針の策定

- ・本市が重点的に取り組むべき施策を取りまとめ
 - ・方針の一つとして迅速な応急対策等による被害の最小化を目指す
- 防災拠点機能の確保と災害対応力の強化**

令和6年度以降の取組

想定し得る最大規模の風水害を見据え、行政において必要な業務の継続体制を確保するため、

- **業務継続計画（風水害編）の策定（令和7年3月）**
※全市的な考え方の整理
- **新たな業務継続計画を踏まえた検討の実施**
※各局室区において具体的な業務運用や体制の整備等

2. 検討体制

< 全庁会議 >



< その他 >

| | |
|-----|--|
| 区役所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 区政部長・支所長会 ・ 防災危機管理兼務担当課長（区）会議 ・ 総務課課長補佐会（庶務） |
| 有識者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング |
| 構成員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各局室防災担当課 ・ 総務局職員部人事課、給与課 ・ 財政局税務部税制課 ・ スポーツ市民局地域振興部政課 ・ 防災幹事区（港・緑） |

3. 検討結果

検討の前提

- **名古屋市業務継続計画（震災編）**※をベースとした構成
※平成24年9月に東日本大震災の教訓を踏まえ策定、平成31年3月に平成28年熊本地震の教訓を踏まえ改定

震災編と異なる点について検討

風水害の特徴

- **事前のフェーズにおける対応が発生する**
 - 突然起こる地震とは異なり、風水害は発生のおそれを一定程度予測できるため、事前参集が可能である一方で、参集にあたっては計画運休といった風水害特有の事象を考慮する必要がある
 - 発災前に実施する業務の整理、及びそれを踏まえた業務継続計画発動（BCP）のタイミングを設定する必要がある
※事前のフェーズについては、台風・豪雨といった災害の種別によってタイミングが大きく異なる
- **地域によって被害の様相が大きく異なる**
 - 揺れにより全所的に何らかの被害が想定される地震と比較し、被害の有無を含め、地域特性によって大きく異なる様相を考慮する必要がある
 - 浸水被害等により使用できなくなる可能性のある庁舎や主要防災拠点については、各施設の業務の内容等に応じて、代替施設の選定を始めとする防災拠点機能の確保について、実際の運用も含め検討する必要がある

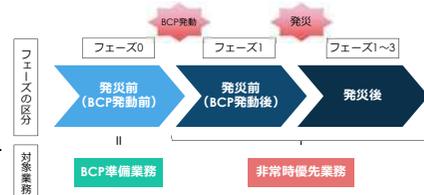
風水害の特徴を踏まえた検討

主な課題と対応

(1) 業務継続計画（BCP）の発動

- **第4非常配備の発令とともに該当部・区においてBCP発動**
 - BCP発動と非常配備体制を関連づけることで、分かりやすく運用しやすい
 - 台風・豪雨といった様々なシナリオや、地域特性等による今後実施すべき対策等の違いを踏まえ、柔軟に発動できる

< BCP発動・発災に伴うフェーズの変化と対象業務の関係性 >



(2) 事前のフェーズにおける業務の整理

- 大規模な風水害の発生が予測される場合（気象庁の会見・発災前の国における特定災害対策本部設置等）の発災前の業務を、「BCP発動前の業務（BCP準備業務）」と「BCP発動後の業務（非常時優先業務）」としてそれぞれ整理
- 例）BCP発動前：重要書類・機器・車両等の選別、移送先の確認
→ BCP発動後：重要書類・機器・車両等の浸水しない上階等への移送
- 大規模な風水害の発生が予測される場合に、BCP発動とともに実施しなければならないマンパワーが必要な業務を見据え、そこに至るまでに実施すべき業務を明らかにすることで、BCP発動後の業務を円滑に実施することができる

【参考】大規模風水害発生時の市民サービスの縮小・休止について

大規模な風水害の発生が予測される場合に、市民の安全確保の観点から、BCPの発動とは別に、区役所窓口業務を始めとする市民サービスの縮小・休止の必要性について計画に明記

(3) 人員体制の確保

- 通常の通勤経路と異なる公共交通機関の利用、自家用車等の利用、事前の宿泊等による参集に関する取扱いの整理
- 公共交通機関の計画運休時の参集方法の選択肢を増やすことで、非常時優先業務を行う人員の確保がしやすくなる

(4) 庁舎及び主要防災拠点の機能確保

- 代替施設の選定にあたり考慮すべき事項、選定方法例など、対応の方向性について提示

(5) 広域避難体制の確保

- 多様な避難行動の促進を図るという観点から、各局室区の意見を踏まえ、これまでの取組や他都市事例などを基に、広域避難体制の確立に向けた考え方を整理
- 令和7年度以降、港区をモデルにより具体的な検討を進める

(4)(5)については
令和7年度以降
具体化に向けた
個別の検討を実施